

# 公益社団法人全国柔道整復学校協会

## 柔道整復師臨床実習指導者講習会実施要領

### 1 目的

公益社団法人全国柔道整復学校協会（以下「学校協会」という。）が主催する、柔道整復師臨床実習指導者講習会（以下「講習会」という。）の開催主管の指定及び開催手続き等、並びに受講願書等について定めるものである。

### 2 開催主管の指定及び開催手続き等について

(1) 開催主管の指定を受け講習会を開催しようとする場合は、「開催主管の指定及び開催申請書」（様式1）、「講習会実施担当者の氏名及び経歴」（別添1）に、講習会実施担当者の柔道整復師免許証及び専科教員認定講習会修了証書の写し（大きさはA4版に統一）を添えて、開催する2カ月前までに学校協会まで提出すること。

なお、「講習会受講者名簿」（別添2）はWord（又はExcel可）で作成のうえ、開催する2週間前までに学校協会宛て電子メール（[info@judo-seifuku.or.jp](mailto:info@judo-seifuku.or.jp)）に添付し提出すること。

(2) 学校協会では、提出された書類の内容を確認したのち、厚生労働省医政局医事課（以下「医事課」という。）に対し「柔道整復師臨床実習指導者講習会の開催指針」（平成29年3月31日付け医政発0331号第56号）にのっとりた内容であることの確認依頼を行う。

(3) 医事課から確認終了の連絡を受け次第、学校協会は直ちに開催主管にその旨連絡を行うと共に、講習会開催の1週間前までには、開催主管に修了証書を送付する。なお、講習会不参加者及び講習会未修了者に対しては、同証書は不交付とし学校協会に返却する。

### 3 受講願書等について

(1) 講習会受講の申込書類は、学校協会HPからダウンロードした書式を必ず使用する。コピー及び独自に作成した書式では受け付けない。

(2) 受講申込者は、以下の書類を受講料と共に開催主管に提出する。

- ① 柔道整復師免許証（コピー、A4版に縮小又は拡大する）
- ② 受講願書（様式2）

- ③ 受講票（様式3）
  - ④ 柔道整復師免許取得後（登録日以降）5年以上の勤務内訳表（様式4）
  - ⑤ 実務従事証明（様式5）に実務従事証明書（別紙）を糊付
  - ⑥ その他証明書等（開設届等）
  - ⑧ 写真3枚（縦・横4×3cm以内、正面向き脱帽で6か月以内に撮影したものを、受講願書（1枚）、受講票（2枚）にそれぞれ貼付する。
- (3) 「開催主管の指定及び開催申請書」（様式1）の作成要領は次のとおりとする。
- ① 2の「開催日及び開催地」について、講習会実施日が連続する2日間でない場合は、その理由、研修内容の一貫性に配慮した点について記載した書類を添付すること。（任意用紙）
  - ② 3の「講習会実施担当者」については、主催責任者数、企画責任者数及び世話人数を記入し、その横の（ ）の中に該当者の氏名を記載すること。
  - ③ 4の「講習会の目標」とは、「臨床実習指導者の資質の向上及び臨床実習施設における適切な指導体制の確保」など、当該講習会の開催目的等をいうものであること。
  - ④ 5（2）の「参加者の要件」とは、「5年以上実務従事した柔道整復師」など、当該講習会に参加することができる要件をいうものであること。
  - ⑤ 6の「講習会進行表（プログラム）」については、時刻、テーマ、実施方法、担当者及び公益社団法人全国柔道整復学校協会柔道整復師臨床実習指導者講習会実施規程第十七条一号から六号までのどの項目に該当するかを記載すること。（任意用紙）

#### 附 則

本要領は、平成二十九年九月十五日より施行する。

#### 附 則

改定後の本要領は、平成三十年二月十六日より施行する。

#### 附 則

改定後の本要領は、平成三十年九月七日より施行する。

#### 附 則

改定後の本要領は、平成三十一年四月一日より施行する。